平成29年度第1回 「東京2020オリンピック・パラリンピック 環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成29年5月22日(月) 都庁第二本庁舎31階特別会議室22

(午前9時58分開会)

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、少し定刻には早いのですけれども、先生 方がおそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思います。

平成29年度第1回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」 を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中委員の皆様方には御出席をいただきありがとうございます。

ただいまから、評価委員会を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことについてでございますけれども、本評価委員会は、評価委員会の設置及び運営に関する要綱第6条の規定に基づいて、公開とさせていただきます。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。なお、発言等は御遠慮いただきますようお願い いたします。

まず、この4月に人事異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。 アセスメント担当課長の真田でございます。

- ○真田アセスメント担当課長 真田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○東條オリパラアセスメント担当課長 それから、私はオリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長の東條でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は急遽、秋田委員が御欠席と伺っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は会議次第にございますとおり、「有明テニスの森」及び「大井ホッケー競技場」についての評価書案に係る意見聴取、いわゆる諮問です。また、「有明体操競技場」及び「カヌー・スラローム会場」についての評価書案に係る意見見解書の報告と項目別審議、その他となってございます。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 〇柳会長 分かりました。

皆さん、おはようございます。

それでは、議事に従って進めてまいります。議事の1は「有明テニスの森について」、評価 書案に係る意見聴取ということになっております。事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 4月19日に、アセスメント実施者のオリンピック・パラリンピック準備局長より環境局長宛てに評価書案の送付を受けましたので、本日意見聴取の手続に入るものでございます。

お手元の資料2をご覧ください。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案(有明テニスの森)に係る審議をお願いするものでございます。通常の審議会ですと諮問に該当するものです。

資料2を読み上げさせていただきます。

29環総政第100号

平成29年5月22日

東京2020オリンピック・パラリンピック 環境アセスメント評価委員会 会長 柳 憲一郎 様

東京都環境局長 遠藤 雅彦

「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針(実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編)」(25環都環第505号 環境局長決定)の規定に基づき、東京2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案(有明テニスの森)

それでは、有明テニスの森の評価書案につきまして、オリンピック・パラリンピック準備 局から説明をさせていただきます。

なお、評価書案の審議につきましては、次回以降の委員会でお願いをできればと考えてご ざいます。

〇臼井施設調整担当課長 それでは、有明テニスの森の評価書案について説明いたします。 お手元の評価書案の3ページをご覧ください。有明テニスの森は、東京2020オリンピック競技大会のテニスと東京2020パラリンピック競技大会の車椅子テニスの会場として利用する計画となっております。 表4-1をご覧いただきますと、こちらに記載のとおり、計画地面積は約163,000㎡となって おりまして、工事予定期間は平成29年度~平成31年度の予定です。

次に15ページ、こちらに計画地周辺の航空写真をお示ししております。計画地は赤い点線で囲んだ部分となっておりまして、本日この後御審議いただく、有明体操競技場の南側に位置してございます。

続いて、18ページ、19ページの配置図をご覧ください。18ページの現況の有明テニスの森 公園には、有明コロシアムを含めまして計49面のテニスコートが配置されております。

本事業では有明コロシアム以外の公園内のテニスコートを再整備しまして、19ページのようにショーコート1を1面、クラブハウスと8面のインドアコート、屋外の試合用コート23面、屋外の練習用コート16面の計48面を配置する計画となっております。

なお、本評価書案については、平成29年4月19日~平成29年6月2日の期間で都民の方々の御 意見の募集を行っているところでございます。

それでは、詳細について、引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 引き続きまして、評価書案の御説明をさせていただきます。

評価書案の13ページ、目的のところでございますけれども、今回の施設は有明テニスの森 公園ですが、昭和58年に公園として開園をしておりまして、その後、昭和62年に有明コロシ アムも供用されている施設になります。

3段落目でございますけれども、本事業につきましては、有明テニスの森公園に新たに3,000 席の観客席を備えたテニスコート及びクラブハウス・インドアコートを整備し、スポーツ・ レクリエーション拠点の機能向上を図るものでございます。

なお、有明テニスの森公園内の有明コロシアムにつきましては、別途、同一時期に主要施設10カ年維持更新計画に基づきまして、有明コロシアムの改修、それから別棟及びデッキ棟の整備を行う計画としてございます。

続きまして、17ページの事業の基本計画の配置計画になります。先ほど19ページのところで御説明ございましたけれども、有明コロシアムを含めまして現在、49面のテニスコートが配置されている状況でございますが、こちらの有明コロシアム以外の48面のテニスコートを整備する計画になってございます。

なお、大会中のテニスコートの配置につきましては、現段階では詳細な配置計画等は未定 でございます。大会後に大会時の仮設施設の撤去、それからテニスコートの復旧工事を行い まして、後利用の段階では、有明コロシアムを含めまして49面のテニスコートを復旧する計 画となってございます。

主な建築物といたしましては、表7.2-1に示しているとおりでございまして、ショーコート 1、それからクラブハウス・インドアコートの2棟の建築物が配置される計画となってござい ます。規模といたしましては、ショーコート1につきましても、地上3階で最高高さとしては 約19m程度ということで、余り大規模な建築物を計画はしていないという状況でございます。

続きまして、24ページの設備計画でございます。設備計画につきまして、再生可能エネルギーを利用した発電設備として、クラブハウス・インドアコート屋上に太陽光発電設備を設置する計画としてございます。

それから、その下の緑化計画でございます。本施設につきましては、「江東区みどりの条例」、「東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準」の2つの基準を満たす計画としてございます。

既存の大径木ですとか樹林地に配慮して、極力樹木を保存する施設配置計画としてございます。やむを得ず施設計画と重複する伐採エリアの大径木につきましては、樹木診断等を行いまして、なるべく樹勢や樹形のよいものにつきましては、適切な密度で移植を行う計画としてございます。

それから、計画地の外周部につきましては、既存の高木を最大限保存するように配慮して、 必要に応じて補植を行い、バッファー機能の向上を図るという計画にしてございます。

それから、現状も公園内に芝生広場が整備されてございますけれども、今後の計画につきましても、芝生広場につきましては移植・伐採後に約7,000㎡の張芝を行うことで、まとまった広場を引き続き確保し、緑地空間としての機能は変わらない計画としてございます。

続きまして、26ページが施工計画でございます。本事業に係る工事といたしましては、準備工事も含めまして平成29年度~平成31年度の約21カ月間を見込んでございます。

27ページに工事用車両を記載してございます。工事用車両の台数のピークといたしましては、同一敷地で実施する有明コロシアムの改修工事も含めまして、工事着工後の10カ月目になると見込んでございまして、大型車で252台、小型車67台、合計319台を予定してございます。

以上のような事業の計画に基づきまして、環境影響評価の項目でございますけれども、40ページ、41ページ、対象とした項目につきましては、まず「大気等」になります。

それから「土壌」につきましては、土地の履歴上、有害物質を取り扱った事業場等は存在 した履歴はございませんので対象としてございませんが、今後環境確保条例あるいは土対法 に基づく手続を行ってまいります。

それから「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」「騒音・振動」。

「日影」につきましては、建築物の最高高さが約19m程度ということもございまして、対象としてございません。

それから、「景観」「自然との触れ合い活動の場」。

41ページに行っていただきまして、「歩行者空間の快適性」。

「史跡・文化財」につきましても、計画地の中に文化財等は確認されてございません。

それから「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」「温室効果ガス」「エネルギー」。

それから「土地利用」関係になりますけれども、こちらは既存の有明テニスの森公園の中での事業ということもございますので、対象としてございません。

それから「安全」「消防・防災」「交通渋滞」「公共交通へのアクセシビリティ」「交通 安全」を対象にしてございます。

43ページの最後の文章になります。先ほど申し上げたとおり、有明テニスの森公園の整備において、別途オリパラ事業とは別に有明コロシアムの改修工事、それから別棟及びデッキ棟の整備を行う計画となってございます。これらの工事につきましては、有明テニスの森整備と同一敷地・同一時期に実施されることになりますので、大気等や騒音・振動、景観、交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全につきましては、影響が一体的になってくるということも考えられますので、これらの項目については有明コロシアム等の工事につきましても影響を加味した予測を実施してございます。

続きまして、環境影響評価の結果になります。まず、45ページからが「大気等」になります。

まずは81ページ、工事用車両の走行に伴う予測の地点を示してございます。No. 1とNo. 2の2カ所で予測を実施してございます。

99ページ、評価の結果でございますが、まず、工事用車両の走行に伴う二酸化窒素でございますけれども、2地点とも日平均値の98%値で0.049ppmというところで、環境基準のゾーン内またはそれ以下におさまっている状況でございます。

SPMにつきましては、2地点とも0.051mg/m³ということで、こちらも環境基準を下回っている状況でございます。

それから、100ページに建設機械の稼働に伴う評価の結果を記載してございます。まず、二酸化窒素につきましては、年間98%値で0.048ppm、それからSPMにつきましても、2%除外値

で0.051mg/m³というところで、基準内におさまっているという結果でございます。

続きまして、101ページからが「生物の生育・生息基盤」でございます。

まず、現況の植生図が112ページにございます。現況は、有明テニスの森公園というところで植栽の樹群が一致しているという状況です。それと、中央付近が薄い緑色になってございますけれども、芝生広場の芝地が配置されているという現況になります。

続きまして、115ページに評価を示してございます。事業の実施によりまして、計画地内の常緑あるいは落葉広葉樹等の植栽樹林群の一部につきまして、伐採がされることにはなります。事業の実施に当たりましては、既存の大径木ですとか樹林地に配慮し、極力樹木を保存する緑化計画としてございます。それから、伐採エリアの中にある大径木につきましても、極力樹勢や樹形のよいものにつきましては移植を行うという計画にしてございます。

それらを行うことによりまして、生物の生育・生息基盤としては新たなものが形成される と考えてございます。

続きまして、117ページからが「生物・生態系」でございます。

まず、144ページに予測結果を示してございます。そのうちの1)番の陸上植物の予測になりますけれども、最初の文章の現地調査の結果になりますが、計画地内で注目される種としてマヤランが確認されておりまして、その生息地が改変を受ける可能性がございます。

こちらのマヤランでございますけれども、菌従属栄養性の腐生植物であることから、同一の個体が経年的に開花・生育するかということに関して、不明な点が多いだろうということも考えてございますので、工事の実施前に改めまして追認の調査を実施いたしまして、状況について確認をしてまいりたいと思います。

続きまして、評価の結果が146ページになります。先ほどの生物の生育・生息基盤と同様で ございまして、極力樹木を保存する計画あるいは移植等を行ってまいりまして、多様な動植 物の生育・生息環境について維持していく計画としてございます。

続きまして、147ページからが「緑」でございます。

評価の結果が152ページになります。こちらも生物の生育・生息基盤あるいは生物・生態系と同様でございまして、緑化計画につきまして配慮をしているという状況でございます。

結果といたしまして、江東区のみどりの条例に基づく緑化基準、それから「東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準」に示されている基準を満足する緑化計画としてございます。

続きまして、155ページからが「騒音・振動」でございます。

171ページに工事用車両の走行に伴う騒音・振動の予測地点を示してございます。こちらは 先ほどの「大気等」と同様の地点で実施をしてございます。

評価の結果が186ページになります。まず、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音でございますけれども、66~67dBというところで環境基準を下回っているという状況でございます。

道路交通振動につきましては、187ページでございまして、昼間で42~53dBという状況で、 こちらも評価の指標は下回っている状況でございます。

建設機械の稼働に伴う騒音、振動でございますけれども、187ページに数値として示してございます。

183ページに戻っていただきますと、建設作業騒音につきましては、計画地の南側の敷地境界のところで最大で62dBです。

184ページ、建設作業振動になりますが、こちらも計画地の南側で最大で57dBで、いずれも評価の指標を満足する結果になってございます。

189ページからが「景観」でございます。

まず、190ページに景観のフォトモンタージュを作成いたしました地点を示してございます。 計画地の周辺から4地点で撮影を行ってございます。

このうち幾つか御紹介いたしますと、203ページにNo. 4、計画地の西側の有明スポーツセンターに展望施設がございまして、そちらからの眺望景観とフォトモンタージュを示してございます。

上段が現況でございまして、下段が大会後のフォトモンタージュになりますが、いずれにいたしましても有明テニスの森公園になりますので、テニスコートのレイアウトが若干変わりはしますけれども、景観としては大きな変化はないかなと考えてございます。

それから、207ページに緑視率の変化の程度で、同じくNo. 4の有明スポーツセンターの予測結果を示してございますが、ほとんど現況と比べて緑視率としては変わらないという結果になってございます。

評価でございますけれども、208ページからになりますが、この中で209ページの3)番の「代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」について御説明いたします。計画地が位置する有明テニスの森公園は、大規模スポーツ・レクリエーション施設と地域の緩衝緑地の機能をあわせ持つ豊かな緑地で構成されておりまして、有明地区の広域緑地ネットワークの機能を果たしているものになります。

少し飛びまして、計画地周辺につきましては、再開発等が進み、商業・業務、住宅など、

都市的な土地利用の比重が高まっており、計画地の北側には集合住宅や倉庫・運輸関係施設 等の建築物が存在しているような現況の景観構成になってございます。

本事業につきましては、建築物としてショーコート1、それからクラブハウス・インドアコート等が整備されますけれども、最高高さを19mにするなど、高さを抑えた計画とし、周辺への圧迫感を低減する計画としてございます。

緑関係、緑化計画につきましては、先ほど御説明したとおり、極力配慮をした計画として いくといったところになります。

210ページになりますけれども、それらを踏まえまして、先ほどフォトモンタージュを見ていただきましたが、景観の変化としては小さいと考えているところでございます。

211ページから「自然との触れ合い活動の場」でございます。

214ページに計画地、それから周辺の現況の触れ合い活動の場の分布状況を示してございます。そもそも計画地が有明テニスの森公園という公園になりますので、計画地の中でそういった触れ合い活動も行われているという状況でございます。

評価の結果が226ページになります。1)の「触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」になりますけれども、公園内につきましては一部の植栽樹は改変されることになりますが、極力既存の大径木・樹林地については保存する計画としております。

それから、現状でも芝生広場という広場がございます。そちらにつきましても、同様の機能を持った広場空間、芝生広場を引き続き確保する計画としてございます。したがいまして、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状としては維持されまして、計画地内に新たな触れ合い活動の場が創出されると考えてございます。

続きまして、229ページからが「歩行者空間の快適性」でございます。

歩行者空間の快適性の予測地点につきましては、238ページに示してございます。周辺の駅がございまして、そちらからのアクセス経路上に2地点を設定して予測をしてございます。

評価の結果が241ページでございまして、その2地点で大会期間中と同様に、夏場での最も 気温が高くなる時点におきまして暑さ指数を予測してございまして、日影の下では28℃程度 になりますけれども、直射日光下では最大で32℃程度になりまして、非常に暑いという結果 になってございます。ほかの施設も同様でございますけれども、都として街路樹の整備等、 可能な限り保全を図っていくという計画でございます。

続きまして、243ページからが「水利用」でございます。

252ページに水利用の計画を示してございまして、ミティゲーションのところに記載してご

ざいますけれども、本計画につきましてはクラブハウスの屋根に降る雨水を集水して、ショーコート1とクラブハウスのトイレ洗浄水に使用する計画としてございます。

それから、雨水が切れた場合につきましては、有明水再生センターから新規に引き込む予 定の再生水を使用する計画としてございます。

これらを考えまして、評価が253ページでございますけれども、そのような対策を行うことによりまして、東京都の水の効率利用に係る計画等との整合が図られていると考えてございます。

続きまして、255ページからが「廃棄物」でございます。

評価の結果が275ページになります。

まず、伐採樹木につきましては、再利用が可能なものについては、オリンピック・パラリンピック施設等での利用やチップ化によるマテリアルリサイクル等の再資源化等を検討してまいります。

建設発生土につきましては、一部を現場内利用や工事間利用する計画としてございます。 建設泥土につきましては、再資源化施設に搬出をいたします。

建設廃棄物につきましては、分別を徹底いたしまして、不要材の減量等を図る計画として ございます。

2) の「施設等の持続的稼働に伴う廃棄物」につきましては、東京都の条例や江東区の条例に基づき、適切に処理・処分を行う計画としてございます。

277ページからが「エコマテリアル」でございます。

評価の結果は291ページになりまして、ほかの施設も同様でございますけれども、「東京都環境物品等調達方針」、「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」等に基づきまして、資源調達をする計画としてございます。

293ページからが「温室効果ガス」でございます。

こちらはまず、307ページにミティゲーションのところで記載をしてございますけれども、 クラブハウス・インドアコート屋上に、太陽光発電設備、太陽熱利用設備を設置する計画と してございます。

評価でございますけれども、それらを考慮いたしまして、既存の施設と比べ、約5%の温室 効果ガスが削減されると考えてございます。

309ページからが「エネルギー」でございますが、温室効果ガスと同様でございます。 続きまして、「安全」でございます。

安全の評価につきましては、345ページに評価の結果を記載してございます。計画建築物では、非常用発電設備の燃料として軽油を利用する計画になってございますけれども、そのタンクにつきましては発電機室内に設置するため、安全性が確保されると考えてございます。

それから、2)の「バリアフリー化」でございますけれども、建築物バリアフリー条例ですとか、東京都の福祉まちづくり条例に基づきまして施設内の整備を行います。周辺につきましても、「2020年に向けた実行プラン」に基づきまして周辺のバリアフリー化を完了させる計画となってございます。

そのほか、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえた整備を行う計画としてございます。

3) の「電力供給の安定度」につきましては、異なる変電所からの高圧2回線の受電を計画してございます。

それから、非常用発電設備を導入するほか、自立運転型の太陽光発電設備を設置する計画としてございます。

続きまして、347ページからは「消防・防災」でございます。

評価の結果が372ページからでございます。まず、1)の「耐震性の程度」につきましては、 構造設計指針に基づいた設計としてございますので、耐震性は確保されるものと考えており ます。

津波対策につきましては、設計地盤高さを防潮堤高さ以上としておりますので、高潮・津 波に対する安全性が確保されると考えてございます。

防火性につきましては、当然ながら建築基準法ですとか消防法に基づいた施設を計画して ございます。

続きまして、373ページからが「交通渋滞」でございます。

評価の結果が377ページになります。工事用車両の台数のピーク時点におきまして、周辺の 交通量に比べまして、230~280台程度増加する予定となってございます。したがいまして、 工事用車両の走行ルートにつきましては、極力湾岸道路を利用するという計画にしてござい ます。

それから工事工程を可能な限り平準化するような形にして、周辺への影響の低減を図って まいりたいと考えてございます。

続きまして、379ページからが「東京交通へのアクセシビリティ」でございます。

388ページに評価の結果を記載してございます。周辺公共交通からのアクセス経路の一部に

おいて、工事用車両の走行ルートと重なるところがございますが、現状では歩車道分離がされている状況になりますし、交差点部につきましても信号機や横断歩道が設置されているということになります。したがいまして、工事の影響としては小さいとは思いますけれども、交通整理員を配置する等を行いまして、周辺の影響の低減をしてまいりたいという計画としてございます。

389ページからが「交通安全」でございます。

394ページに、工事用車両の走行ルートと周辺での教育施設あるいは通学路の状況を重ね合わせた図を示してございます。一部、計画地の北側の特別区道江615号など通学路と工事用車両の走行ルートが重なる部分が出てまいります。

これらも含めまして評価の結果が397ページでございますけれども、そういった区道などで 工事用車両と重なるところがございますので、交通整理員の配置ですとか安全走行の徹底、 特に特別区道江615号においては安全走行を徹底し、児童の登下校に配慮する計画としてござ います。

簡単でございますが、御説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございました。

ただいま、評価書案の説明がありましたけれども、本日は説明を受けるだけということで、 本格的な審議は次回以降に予定されておりますが、本日の時点で特に確認しておきたいとい うことがありましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 この工事期間中というのは、テニスのコート自体を全部閉鎖して、使用は中止 してやるのか。それとも、工事をやりながら使用も認めるのですか。それによって交通の問 題などもろもろのことも若干影響があるのかなと思うので、その辺のところを確認させてい ただけますか。

〇臼井施設調整担当課長 コートの一部を使いながら、工事も並行して実施する部分もある と聞いております。

初めだけ一部のコートが使える期間がありますけれども、最終的には全てのコートが使えない形で工事を実施するという形になります。

○柳会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 直接これだけという話ではないのですけれども、機会がなかなかないので発言しておきたいと思います。施設で出てくる廃棄物は、オリンピック大会をやっているときの廃棄物の発生量の予測というのは毎回出てくるのですが、これは個別にやっておられるのだろうと思いますが、オリンピックという機会を捉えて、こういうイベントにおける廃棄物の発生を抑制するという非常にいい機会であるのだろうと思うのです。そういうことをオリンピック準備委員会として全体として何か考えているのかどうか。環境負荷の抑制という意味では、非常に大きな意味合いを持つのではないかと思うのですが、淡々と通常と同じような形での発生量がこのくらいでこうだということで、毎回紹介をされるのですけれども、これはまたとない機会であるので、そういうイベントを含めて、ゴミの量の発生抑制の機会にするということの検討は全くなされていないのか、なされているのか、教えていただければと思います。

○臼井施設調整担当課長 今、御質問いただいた件につきましてですけれども、基本的に組織委員会と連携しまして、3Rの取組であるとか、そういった取組を通じまして資源を管理していくような方向性を、資源管理ワーキンググループというのがございまして、そちらの中で廃棄物を減らしながら、またいかにリデュース、リユース、リサイクルを進めていくかということを検討しているところでございます。

○中杉委員 多分リサイクルのところは余り関係がないと思うのです。こういう個別の計画でいいのだろうと思うのですが、リデュースのところが非常に重要なので、例えばイベントで飲み物を売るとき、マイボトルを持ってくるなどいろいろな工夫があるわけです。これは各自治体、こういうイベントでなくてもいろいろと工夫をしている。そういうものをどのように工夫をしていくかというアイデアを出して議論する場があっていいのではないか。これは組織委員会も含めて、ぜひやっていただくということが、通常のこういうオリンピックだけではなくて、ほかのイベントの会場でもそういうことができてくるのではないだろうかと。非常にいい機会で、オリンピックの趣旨にも全体にかなうのではないかと思いますので、ぜひそういうことを御検討していただければと思います。

〇臼井施設調整担当課長 少し説明が漏れたかもしれませんが、そういった検討の場が資源 管理ワーキンググループでございまして、本日も開催日となっております。既に五、六回開 催されておりまして、その中で廃棄物も含めた資源、廃棄物はまた組織委員会の中で別のセ クションもかかわりながら検討を進めております。

○柳会長 谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 今の中杉委員の関連なのですけれども、これから実施段階でアセスがこれまで建物とかそういうものでやるときは、実施段階はまた別途やりますということでずっときておりますが、多分中杉委員のほうは、そういう実施段階に向けたアセスについてももうそろそろやっているので、こういう場にも情報提供をしていただいて、進捗状況なりをフィードバックしていただければという御趣旨かと理解しました。

皆さんのお仕事の関係は当然ありますけれども、やはりだんだんだんだん時間が迫ってきますので、いざとなったときに、実施段階のときにもうまくフィードバックできるようなある一定の時期に情報を提供していただければと思います。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

また、多分指摘は施設横断的にやらなければいけないような項目、考えなければいけない項目については、全体計画のときにそのことについても触れていただくという項目になっているのだろうとは思いますけれども、それが今の段階では施設ごとばかりやっていますので、全体計画のほうが近くならないとできない要素が多いので、なかなか明らかになっていないのかもしれませんが、3つの項目について、対象については3つ評価するということになっていますので、全体計画と施設と競技についても評価するわけですから、それが全部後ろに行ってしまうと、なかなか事前にはどういうことをやっているのかが見えないということもありますので、適宜やっている段階で分かっていることは、できるだけここは全体計画で触れています、これだけ進んでいますということが分かれば、委員会としてもいろいろとコメントしやすいというところがあるのではないかと思います。そういう点を配慮していただきながら、進めていただければと思っております。

○東條オリパラアセスメント担当課長 今、お話のあった全体計画についても、今後いろいると検討を進めていかなければいけないと思ってございまして、必要な情報をお話しさせていただいたり、御相談させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

輿水委員、どうぞ。

○輿水委員 125ページなのですが、注目される植物、マヤランというのが確認されているのです。大変珍しいのですが、表9.3-7の写真なのですが、これは実際の現地調査で撮られた写真のように見えるのですが、現地調査で撮った写真でしょうか。それとも、ほかの文献から

引用された写真なのでしょうか。といいますのは、この生息状況で左上に大きな木の根元が写っているのですけれども、この手の植物は根と密接な関係があるので、この樹種も私は推測できるのですが、要するにこの写真が現場の写真なのか、それともどこか文献から引用されたものなのかということが分かれば教えていただきたいということです。

- ○オリパラ準備局 御回答いたします。こちらの写真は現地で確認した現地写真になります。
- ○輿水委員 分かりました。
- ○柳会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

ないようですので、次に議事の2に移りたいと思います。議事の2は「大井ホッケー競技場について」、評価書案に係る意見聴取についてです。事務局から説明をお願いいたします。 ○東條オリパラアセスメント担当課長 本件につきましても、有明テニスの森と同様、4月19 日に評価書案の送付を受けたもので、本日、意見聴取の手続に入るものでございます。

お手元の資料3をご覧ください。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階 環境影響評価書案(大井ホッケー競技場)に係る審議をお願いするものでございます。

それでは、読み上げさせていただきます。

29環総政第99号 平成29年5月22日

東京2020オリンピック・パラリンピック 環境アセスメント評価委員会 会長 柳 憲一郎 様

東京都環境局長 遠藤 雅彦

「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針(実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編)」(25環都環第505号 環境局長決定)の規定に基づき、東京2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案 (大井ホッケー競技場)

それでは、大井ホッケー競技場の評価書案について、オリンピック・パラリンピック準備 局から説明をいたします。

なお、こちらにつきましても、評価書案の審議については次回以降の委員会でお願いでき ればと考えております。

○臼井施設調整担当課長 それでは、大井ホッケー競技場の評価書案について説明いたします。

お手元の評価書案の3ページをご覧ください。大井ホッケー競技場は、既存の大井ふ頭中央 海浜公園の第一球技場の位置にメインピッチ、第二球技場の位置にサブピッチを整備しまして、東京2020オリンピック競技大会のホッケーの会場として利用する計画となっております。 3ページの表4-1に記載のとおり、大井ホッケー競技場を含めた既存の大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森の面積は、約282,000㎡となっており、工事予定期間は平成29年度~平成31年度の予定です。

次に13ページ、こちらに計画地周辺の航空写真をお示ししております。計画地は赤い点線で囲んだ部分となっており、オレンジの点線で囲んだ大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森の中に第一球技場計画地、第二球技場計画地が位置しております。

続いて、16ページの配置計画図をご覧ください。本事業では大井ふ頭中央海浜公園の既存の第一球技場及びその周辺を含む第一球技場計画地内にメインピッチを配置し、メインスタンド新築、フィールド整備、競技用照明設備整備を行ってまいります。また、既存の第二球技場敷地の第二球技場計画地内にサブピッチを配置し、既存スタンド改修、フィールド整備、競技用照明設備の改修を行ってまいります。

なお、本評価書案については、平成29年4月19日~平成29年6月2日の期間で、都民の方々の 御意見の募集を行っているところでございます。

それでは、詳細について引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 引き続きまして、評価書案の御説明をさせていただきます。

評価書案の15ページに事業の基本計画をお示ししてございます。

今、御説明ございましたとおり、16ページに配置計画を示してございます。第一球技場計画地というところに、現況で第一球技場というものがございます。そこの敷地にメインピッチ、メインスタンド、フィールドを整備するといった計画でございます。

南側の第二球技場計画地、こちらも現況でグラウンドが整備されております。それから、 スタンドにつきましても、現況で整備されてございます。そちらをそれぞれ改修を行うとい う計画でございます。

15ページに戻っていただきまして、主な建築物といたしましては、第一球技場のメインス タンドというものを新たに整備する計画でございまして、大きさといたしましては地上3階建 て、最高高さとして約23mという建築物となってございます。

20ページに設備計画を示してございます。設備計画の最後のところでございますけれども、 第一球技場のスタンド庇上部、第二球技場の屋上に太陽光発電設備を設置する計画としてご ざいます。

緑化計画でございますが、21ページに緑化計画図を示してございますけれども、第一球技場計画地につきましては、こちらは品川区のみどりの条例が適用されまして、そちらの条例の基準を満たす緑化の計画を予定してございます。

第二球技場計画地につきましては、現況の施設の改修のみを行うことになりますので、緑 化等の外構部については、現状と同等となる見込みでございます。

22ページに施工計画を示してございます。本事業につきましては、平成29年度から平成31 年度までの約19カ月を見込んでございます。

23ページに工事用車両を記載してございますけれども、ピーク日において大型車35台、小型車7台の合計42台を予定してございます。先ほどの有明テニスの森と比べましても、工事としてはかなり小規模になりますので、台数としても少ないという予定になってございます。

以上を踏まえまして、環境影響評価の項目が34ページと35ページでございます。

まず、「大気等」でございますけれども、今、申し上げたとおり、工事用車両の台数としては非常に少ないということもございます。それから、建築物につきましても、本事業で整備する規模としては他の施設と比べても小規模ということもございますので、「大気等」については選定していない状況でございます。

「土壌」につきましても、先ほどの有明テニスの森と同様に、有害物質を取り扱った事業 場が存在した履歴というものはございませんので選定はしてございませんが、今後環境確保 条例、土対法に基づく手続を実施する予定にしてございます。

それから「生物の生育・生息基盤」を選定してございます。

それから「生物・生態系」「緑」でございます。

「騒音・振動」につきましても、先ほどの「大気等」と同様でございまして、選定してご

ざいません。

「日影」につきましても、建物の高さといたしましては約23m程度ということもございますので、選定してございません。

それから「景観」と「自然との触れ合い活動の場」。

35ページに行っていただきまして、「歩行者空間の快適性」でございます。

「史跡・文化財」につきましては、特に文化財等が確認されてはおりません。

「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」「温室効果ガス」「エネルギー」を選定してございます。

「土地利用」関係につきましては、こちらも既存の大井ふ頭中央海浜公園内に位置してご ざいますので、選定してございません。

それから「安全」と「消防・防災」を選定してございます。

「交通渋滞」につきましては、先ほどの「大気等」と同様でございまして、工事用車両の 台数としては小規模でございますので、選定してございません。

「アクセシビリティ」と「交通安全」は対象としてございます。

続きまして、41ページからが環境影響評価の結果になりまして、まず「生物の生育・生息 基盤」でございます。

こちらは現況の植生図が52ページにございます。大井ふ頭中央海浜公園の中でございますので、植栽されている樹木が多くございまして、第一球技場計画地、北側になりますけれども、赤点線の中だと常緑の広葉樹、落葉の広葉樹、それから混交林などが見られます。

それから、南側の第二球技場計画地も、基本的には同様の植栽となってございます。

続きまして、評価の結果が58ページでございます。まず、第一球技場計画地につきましては、品川区のみどりの条例に基づいた緑化計画を計画してございます。外周部につきましては平坦な芝生地として整備し、既存植栽との連続性を確保する計画としてございます。

第二球技場計画地につきましては、現況の既存施設の改修のみを行うため、生物・生態系の賦存地の改変は生じないと考えてございます。したがいまして、第一球技場の計画地における生物・生態系の賦存地の一部は少しは改変されますけれども、品川区のみどりの条例に基づいた緑化計画とするということと、新たに整備される第一球技場計画地の平坦な芝生地に生物・生態系の賦存地が復元されると考えてございます。

続きまして、59ページからが「生物・生態系」でございます。

評価の結果が102ページでございます。先ほどの「生物の生育・生息基盤」と同様でござい

まして、第一球技場計画地については、品川区のみどりの条例に基づくということと、第二 球技場計画地については、改変は生じないということでございます。

103ページからが「緑」でございます。

こちらも評価の結果が108ページになりますが、繰り返しになりますけれども、第一球技場 計画地については、品川区のみどりの条例に基づく緑化基準を満たす計画としてございます。 続きまして、109ページからが「景観」でございます。

111ページに景観の予測地点、フォトモンタージュを作成した地点を示してございます。計画地の西側のところに南北にそれぞれ橋がございまして、そこからの眺望と、中央部にNo. 2 と書いてございますけれども、こちらに歩道橋がございます。その歩道橋の上から第一球技場計画地、第二球技場計画地をそれぞれ臨む方向で撮影を行っているといったところでございます。

その結果が121ページに、こちらはNo. 2の夕やけ橋というところなのですけれども、歩道橋の上からのフォトモンタージュを示してございますが、121ページが第一球技場計画地のほうを向いているところなのですが、手前側の樹木に隠れて視認できないという状況でございます。

122ページに、今度は第二球技場計画地のほうを向いた写真でございますけれども、こちらも手前側の樹木に隠れて視認できないというところでございます。

これらを踏まえまして、評価の結果でございますけれども、125ページからになります。この中で2)の「代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」でございますが、126ページに行っていただきますと、まず、計画地が位置する大井ふ頭中央海浜公園でございますので、そういう公園施設の中にあるといったところになります。

本事業では、その公園の既存の第一球技場及びその周辺を含む第一球技場計画地内にメインピッチを配置する計画です。メインピッチはメインスタンドの新築、フィールド整備、競技用照明設備を行う計画となってございます。

それから、第二球技場計画地のところにはサブピッチを配置いたしまして、こちらは既存のスタンドを改修したり、フィールド整備や競技用照明設備の改修を行うというところでございます。いずれも既存施設が位置する土地内での改変になるため、眺望の景観につきましては、先ほどフォトモンタージュを見ていただいても視認できないということもございまして、現況の景観は大きく変化しないだろうと考えてございます。

続いて、127ページからが「自然との触れ合い活動の場」でございます。

130ページに、周辺の計画地内も含めました触れ合い活動の場の分布を示してございます。 先ほどの有明テニスの森と同様に、計画地が公園内にあるということもございまして、計画 地内も含めまして、触れ合い活動が行われているというところになってございます。

評価の結果が141ページでございます。事業の実施によりまして、第一球技場計画地、第二球技場計画地の自然との触れ合い活動の場というものは、一旦は改変はされるような状況ではございますが、また、大会後につきましては、触れ合い活動の場として利用できるような新たな場を整備する計画となってございます。

142ページの一番上に書いてございますけれども、大会後には都内有数の多目的人工芝競技場として広く一般に供用する計画としておりますので、自然との触れ合い活動の場の利用は維持されると考えてございます。

続きまして、143ページからが「歩行者空間の快適性」でございます。

まず、152ページに歩行者空間の快適性の予測地点を示してございます。周辺の公共交通駅 といたしましては、東京モノレールの大井競馬場前駅というものがございます。そこからア クセスしていくということが考えられますので、その道路上で予測をしてございます。

155ページに評価の結果を示してございまして、こちらも日影の下では28℃程度で暑さ指数が危険性があるレベルになると予測してございますけれども、直射日光のもとでは最大で30℃程度ということで、やはりこちらも暑い状況ということは変わりはないということでございますので、東京都としても街路樹等のできる限りの保全を図ることとしてございます。

続きまして、157ページからが「水利用」でございます。

166ページのミティゲーションのところに記載をしてございますが、第一球技場の観客席屋根に降る雨水を集水いたしまして、トイレ洗浄水として使用する計画としてございます。

これらを踏まえまして、167ページの評価の結果でございますけれども、このような対策を 行うことによりまして、東京都の水の効率利用に係る計画等との整合が図られていると考え てございます。

続いて、169ページからが「廃棄物」でございます。

廃棄物の評価の結果が191ページでございます。まず、伐採樹木につきましては、チップ化等によるマテリアルリサイクルを検討する計画でございます。建設発生土については、一部を現場内利用や工事間利用する計画でございます。建設泥土につきましては、再資源化施設に搬出をいたします。

その他の建設廃棄物につきましても、分別を徹底して減量等を図る計画でございます。

それから、2)の「施設等の持続的稼働に伴う廃棄物」につきましては、東京都、品川区、 大田区のそれぞれの条例に基づき、処理・処分を行う計画でございます。

続いて、193ページからが「エコマテリアル」でございます。

評価の結果が207ページでございまして、こちらも他の施設と同様になりますけれども、「東京都環境物品等調達方針」、「東京都の『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」等に基づきまして、資材調達を図っていく計画でございます。

続きまして、209ページからが「温室効果ガス」でございます。

まず、ミティゲーションとして223ページに記載をしてございます。第一球技場のスタンド 庇上部、第二球技場の屋上に太陽光発電設備を設置する計画としてございます。

それらを踏まえまして、評価のところでございますけれども、今ある既存の施設から約1% の温室効果ガスが削減されると考えてございます。

225ページからが「エネルギー」でございますが、こちらは同様となりますので割愛させていただきます。

次に「安全」でございます。「安全」につきましては、評価の結果が263ページからになります。

- 1) の「危険物施設等からの安全性の確保の程度」でございますけれども、周辺にガソリンスタンド等がありますが、一定程度の距離は離れている状況でございます。
- 2) の「移動の安全のためのバリアフリー化」でございますけれども、東京都福祉のまちづくり条例、「2020年に向けた実行プラン」、それから「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」等も踏まえた整備を行う計画でございます。
- 3) 「電力供給の安定度」でございますけれども、停電時に電力供給を行う自立運転型の太陽光発電設備を設置する計画としてございます。

続きまして、265ページの「消防・防災」でございます。

評価の結果が286ページでございます。まず、耐震性の程度につきましては、構造設計指針に基づいた設計を行ってございます。

津波対策につきましては、設計地盤高さを防潮堤頂部の高さ以上としてございます。

防火性の程度につきましては、建築基準法や消防法等に基づいた設備を設置する計画でございます。

287ページからが「公共交通へのアクセシビリティ」でございます。

評価の結果が293ページからになります。アクセス経路といたしまして大井競馬場からの経

路がございまして、そこを工事用車両が走行すると想定されますけれども、ここの交差点部 には信号などが設置されている状況でございます。それから、車道と歩道についても歩車分 離されている状況になってございます。

一方で、計画地が公園の中にございます。その公園内の園路につきましては、現在、一般 車両の走行を想定していないため、歩道と車道が分離されていないという状況になってござ います。それらの状況を踏まえまして、仮囲い等による歩車分離等も含めた交通安全対策の 実施ですとか、交通整理員の適切な配置を検討してまいりたいと考えてございます。それか ら適切な迂回路等を設置し、アクセスルートを確保する計画でございます。

続きまして、295ページが「交通安全」でございます。

299ページに工事用車両の走行ルートと周辺の教育施設等とを重ね合わせた図面を入れてございますが、通学路などにつきましては周辺にはないという状況でございます。

評価の結果でございますけれども、302ページになります。先ほどの「公共交通へのアクセシビリティ」で御説明したとおり、公園の園内につきまして、やはり交通安全対策というものが必要かと思いますので、仮囲い等による歩車分離ですとか適切な迂回路の設定、それから低速度で走行し、公園利用者の通行を優先するよう指導を徹底するという計画でございます。

御説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、本件につきましても本格的な議論は次回以降ということですが、特に本日確認 しておきたいことがあれば伺いますので、何か質問等はございますでしょうか。

野部委員、どうぞ。

○野部委員 温室効果ガスとエネルギーについてお尋ねしておきたいのですが、事業主体、 事業主が東京都だと思いますので、そのスタンスを審議までに御確認いただきたいのです。 削減が有明テニスの森は5%、大井ホッケー競技場は1%ということなのですけれども、オリ ンピックの招致ファイルには、環境に随分配慮した大会にするということを高々にうたって らっしゃる割には、これは少ないのではないかと思えるのです。

ほかの案件では、東京都さんはいろいろな制度や指針を非常にたくさんお持ちです。そこで、環境配慮指針みたいなもので段階3を目指すなど、そういった決意表明をされているのです。国のほうもロードマップでエネルギー基本計画がありまして、2020年度には新築の公共建築物で平均でゼロエネルギー化しないといけないという指針があります。これは2019年に

できるので、それには該当しないといえばそうなのですけれども、一応注目を集める一連の 施設なので、これは手を抜く建物なのか、それともほかと同じようにいろいろと姿勢を見せ る建物かという基本スタンスを審議までに御確認していただきたいと思います。

以上です。

- ○臼井施設調整担当課長 今、エネルギーについての御質問がございましたが、実際に環境に配慮した建物として進めてきていると考えてございますが。施設の整備に当たって、建物の規模等の違いもあって、御指摘いただいたような数字で評価書案に書かせていただいているところでございますけれども、環境に配慮して進めてきているというところは改めてお伝えできればと思っております。
- ○野部委員 期待しております。
- ○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、次に議事の3に入りたいと思います。議事の3は「有明体操競技場について」ということで、評価書案に係る意見見解書について、報告をお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、有明体操競技場の意見見解書について説明させていた だきます。

お手元に配付している意見見解書の21ページをご覧ください。都民の方々から2件の御意見をいただいております。

大気等、騒音・振動に関する御意見としては、現在の晴海選手村建設工事において、工事 車両の違法駐車やアイドリング状態のため、周辺の空気が悪化している。有明体操競技場の 建設においても同様の状態が予測されるため、関係者による工事車両の誘導及び区や警視庁 の見回り、取締りが重要という御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めるとともに、 工事用車両のヤード内への誘導や市街地での待機や違法駐車への指導を徹底する計画としていますといった見解をお示ししてございます。

次に23ページ、交通安全に関する御意見としては、整備地周辺は学校や高層住宅が多く、 子供を含む歩行者・自転車利用者が多数通行している。工事用車両増加による事故が発生しないよう、右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を行われたいという御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、工事用車両の走行に当たっては、右左折時の徐行及び安全確認、

歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交 通安全に努める計画としていますといった見解をお示ししてございます。

以上で、有明体操競技場の意見見解書の説明を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

都民の意見に対する事業者の意見見解書ということで説明がありましたが、何か質問等ご ざいますか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、評価書案の項目別審議を中項目ごとに行いたいと思います。

初めに、大項目分類の「環境項目」における中項目「資源・廃棄物」の小項目「水利用」 「廃棄物」「エコマテリアル」についての審議を行いたいと思います。こちらは谷川委員に 検討をいただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料4-1をご覧いただけますでしょうか。 資料4-1を読み上げさせていただきます。

審議資料。項目、資源・廃棄物(水利用、廃棄物、エコマテリアル)。 担当、谷川委員。

意見

【水利用】

1 本施設は、恒久的な利用をしないため雨水及び循環水(中水)利用の計画はないとしているが、展示場として10年程度活用する予定であることから、環境保全措置を徹底し、より一層の上水利用の削減に努めること。

【廃棄物】

2 設備等の持続的稼働に伴う廃棄物について、再資源化率を類似施設の実績から50%と予測していることから、環境保全措置を徹底し、当該再資源化率の達成に努めること。

【エコマテリアル】

3 建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況につい て確認すること。

以上でございます。

まず、1点目の「水利用」についてでございます。評価書案の238ページの9.9.4評価の(2) の評価の結果の中段部分におきまして、今回の有明体操競技場につきましては、恒久的な利 用を予定している施設ではないことから、現時点では雨水及び循環水(中水)の利用の計画 はないとしております。

その少し上に記載がございますように、ただし、展示場としては10年程度活用していく施設となりますので、節水の取組の徹底とか環境保全措置を徹底して、より一層の上水利用の削減に努めていただきたいという意見でございます。

また、2点目の「廃棄物」についてでございますけれども、評価書案の240ページの表9.10-2で、既存の類似施設として東京ビッグサイトを挙げておりますが、この表の一番下のリサイクル率が50%となってございます。

251ページの表の一番下の欄に江東区の一般廃棄物処理基本計画が載ってございまして、こちらの基本指標3というところで、資源化率が平成33年度27.3%とされております。

こちらの施設について、256ページに後利用時の再資源化の表が載ってございますけれども、表9.10-12では再資源化率の目標値は、先ほどの類似施設の実績から50%と予測をしております。江東区の目標値と比べると高い目標値となってございますので、この目標達成のために、例えば分別回収等、環境保全措置を徹底していただいて、再資源化率の達成に努めていただきたいという意見でございます。

最後、3点目の「エコマテリアル」についてでございますけれども、273ページをご覧いただけますでしょうか。「エコマテリアル」の部分で、9.11.3ミティゲーションの(1)、有明体操競技場につきましては、「一部木造化・木質化を計画している」ということがございまして、ポツの2つ目のところで、「木材の調達に当たっては、大会組織委員会による『持続可能性に配慮した木材の調達基準』に基づくこととする」と記載をしていただいておりますので、それについてはそのとおりお願いしたいというところなのですけれども、ほかの会場のアセスメントでも意見をつけさせていただいている定型の形にはなりますが、今回も「エコマテリアル」の積極的な利用とそれをきちんとフォローアップできるよう、使用状況を確認いただきたいということを意見とさせていただいております。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、谷川委員、何か補足することはございますでしょうか。

○谷川委員 事務局から説明していただいたとおりなのですけれども、「水利用」ですが、 10年程度活用というのが仮の施設なのか、それともまあまあ動く施設かという非常に迷うと ころなのですが、今回については仮という位置づけで申請していただいておりますので、そ の間についても一層配慮していただきたいということで記入させていただいております。

それから、「廃棄物」について、先ほど中杉委員から言っていただきましたけれども、実際はいかに発生量を少なくするかという取組が重要なのですが、現段階においては排出を前提にして、それをどう利用するかということなのですが、目標を少し高目に設定していただいていますから、その率を守っていただくように努力していただくという意見にさせていただいております。

「エコマテリアル」については、これまでどおりという表現になっております。以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。 御意見がないようですので、「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」につきましては、 指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

続いて、中項目「温室効果ガス」の小項目「温室効果ガス」「エネルギー」についての審議を行います。こちらは野部委員に検討をいただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料4-2をご覧いただけますでしょうか。 読み上げさせていただきます。

審議資料。項目、温室効果ガス(温室効果ガス、エネルギー)。 担当、野部委員。

意見

【温室効果ガス、エネルギー 共通】

温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量について、類似施設の実績から予測し、都内 大規模事業所の実績平均値と比較して削減したとしているが、一方で、「東京都建築物環 境計画書制度」における評価段階3を目指すとしていることから、これを達成し、より一層 の削減を目指すこと。

それでは、「温室効果ガス」について、評価書案289ページの9.12.2予測の(4)予測手法についてでございますけれども、こちらは延べ床面積にC02排出量原単位を乗じて算出をする方法としています。原単位につきましては、その下の表9.12-10の注釈部分に記載がございますけれども、既存の類似施設である東京ビッグサイトの過去3年間の平均値を使用して72.5とされております。

290ページになりますけれども、9.12.4評価の(1)評価の指標のところですが、「東京都 ★省エネカルテ」の平成26年度実績平均値78.8kg-C02を指標とするとされておりまして、そ の下の(2)評価の結果の部分では、この指標を満足するとされております。

一方で、このページの9.12.3ミティゲーションの部分の一番下のポツのところでございますけれども、こちらに「『東京都建築物環境計画書制度』において、評価段階3を目指す」とされております。

また、「エネルギー」についても、同様にこういった記載がございます。このように指標に照らして、その指標に満足するという評価をいただいているところでございますけれども、「東京都建築物環境計画書制度」における段階3の評価についても、それを目指すとございますので、ぜひ達成をいただいて、より一層の温室効果ガスの削減というものを目指していただきたいという意見でございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、野部委員、「温室効果ガス」「エネルギー」についての説明につきまして、何か補足することはございますか。

- ○野部委員 特にございません。今、御説明いただいたとおりでございます。
- ○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「温室効果ガス」「エネルギー」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

続いて、中項目「土地利用」の小項目「土地利用」についての審議を行います。こちらは 秋田委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料4-3をご覧いただけますでしょうか。 読み上げさせていただきます。

審議資料。項目、土地利用(土地利用)。

担当、秋田委員。

意見

【土地利用】

1 計画地内には宅地内広場や南北通路を整備し、近接する有明親水海浜公園(仮称)と一

体となるよう計画していることから、これらの機能について説明するとともに、計画地内 における歩行者動線の考え方を示すこと。

【土地利用】

2 有明地区には、本施設を含め複数の大会関連施設が特に集中していることから、これらの施設との関係についても説明すること。

それでは、1つ目の意見につきましては、309ページの図になりますけれども、左側が現況、右側が後利用時の本体建物の敷地になってございます。

現況と比較をして、本体建物ですとかその東側に駐車場、芝生大広場が整備をされるという形になっております。この右側の図面の水辺のほうに、小さい文字なのですけれども、有明親水海浜公園という記載がございます。

310ページ、9.14.4評価の部分、(2)評価の結果のところですけれども、中段くらいのところで、「また、計画地内に宅地内広場や南北通路を整備することで、近接する有明親水海浜公園と一体となった、魅力ある親水空間を形成し」とございます。こちらの後利用時の敷地と上のほうの海浜公園とは、こちらにありますように南北通路を通して一体化を図る計画となっております。そのため、後利用時の敷地内に整備をする宅地内広場とか南北通路等についても、評価書案の中で触れておいていただきたいというのが1つ目の意見の前半の部分になります。

また、1つ目の意見の後半部分の計画地内における歩行者動線の考え方というものですけれども、309ページの図に有明テニスの森の駅がございますが、例えば、有明テニスの森の駅から本体建物にどう入っていくのか、どこが建物の入り口になっていくのかという情報がこの図書からは明確ではないということがございますので、これを示していただきたいというのが、1つ目の意見の後半の部分の趣旨でございます。

2つ目の意見につきましては、308ページの9.14.2予測の(5)予測結果の一番下の部分の文章、「計画地の周囲の有明アリーナや整備予定の有明親水海浜公園と一体となるよう連携していく」とございます。

一方で、評価書案の13ページにございますように、こちらの有明北地区につきましては、 有明体操競技場の施設を含め、その右側に有明アリーナですとか、左側に有明BMX、左下に有 明テニスの森など、複数の大会関連施設が特に集中をしているという状況になってございま す。そのため、これらの施設とどのような連携をしていくかといったことについても、触れ ていただきたいという意見でございます。 以上です。

- ○柳会長 秋田委員は本日御欠席ですが、今、事務局から説明されましたけれども、さらに それについて補足することは事務局からありますか。
- ○東條オリパラアセスメント担当課長 特にはございません。
- ○柳会長 分かりました。

何かほかの委員で質問等ございますでしょうか。

御意見がないようですので、「土地利用」につきましては指摘の趣旨を評価委員会の意見 案に入れることといたします。

本日予定していました有明体操競技場の項目審議は、以上で終了いたします。他の項目につきましては、後日審議いたします。

次に、議事の4に入ります。議事の4は「カヌー・スラローム会場について」です。評価書 案に係る意見見解書について、最初に報告をお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 続いては、「カヌー・スラローム会場」の意見見解書について説明いたします。

お手元にございますカヌー・スラローム会場の意見見解書の21ページをご覧ください。都 民の方々から1件の御意見をいただいております。内容は3つございまして、まず、上級コー スしかなく子供たちが育たないため、中級者コースを設置してほしいということ。

次に、現在のままではカヌー・スラローム競技しかできないが、水門の設置等、少しの改造によって国際競争力があり、ほかにも利用可能な施設になるということ。

そして、府中市是政の多摩川に、ランニングコストの少ない、流しっぱなし型コースを設置することで、葛西とともに毎年のように世界大会を開催できるようになるという内容の御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、カヌー・スラローム会場については、国際及び国内競技団体と の調整を行いつつ、整備費等も考慮しながら、競技用コースとウォーミングアップコース、 フィニッシュプールを整備する計画としています。

その中で、各コースのレイアウトに際しては、スラローム競技だけでなく、水上スポーツ 体験や水上レクリエーションなど、多目的な活動が可能となり、大会後も多くの都民に利用 される施設として設計しています。

なお、平成29年4月に策定した、大会後の施設運営の指針となる「新規恒久施設の施設運営 計画」においても、カヌー・スラローム会場は安定した競技環境のもとでアスリートを強化、 育成するとともに、水上レジャーの機会を提供していくこととしていますという見解をお示 ししてございます。

以上で、カヌー・スラローム会場の意見見解書の説明を終わります。

- ○柳会長 ただいまの説明について、何か質問ございますか。池上委員、どうぞ。
- ○池上委員 質問ではないのですが、たまたま目についたので、今、御説明いただいた21ページの下から15行目、「他のパドルスポーツの利用も可能も可能になり」と書いてあり、ちょっと重複しているので、「可能も」を削除してください。
- ○臼井施設調整担当課長 都民の方々の意見であるから、それを再度確認した上で、間違いであればそのように修正させていただきます。ありがとうございます。
- ○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に評価書案の項目別審議を中項目ごとに行います。

初めに、大項目分類の「環境」項目における中項目「資源・廃棄物」の小項目「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」について、審議を行います。こちらは谷川委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料5-1をご覧いただけますでしょうか。 読み上げさせていただきます。

審議資料。項目、資源・廃棄物(水利用、廃棄物、エコマテリアル)。 担当、谷川委員。

意見

【水利用】

1 本事業は、競技コースの貯留水及び補給水・洗浄水に全て上水を使用する計画としているが、上水以外の利用の可能性について示すこと。

【水利用】

2 ろ過施設を設置することで貯留水の入れ替え頻度を抑え、上水使用料の節約を図るとしているが、ろ過施設の仕様、運用計画や補給水・洗浄水量が不明確であるため、これらを具体的に示すこと。

【廃棄物】

3 設備等の持続的稼働に伴う廃棄物については、「江戸川区一般廃棄物処理基本計画」に

おける再資源化率の目標値30%に鑑み、より高い再資源化率を達成するよう努めること。 【エコマテリアル】

4 建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

以上、4点でございます。

まず、「水利用」の1点目についてでございます。こちらは評価書案の239ページ、9.9.4 評価の(2)評価の結果の1行目にございますように、本事業は、競技コースの貯留水及び補 給水・洗浄水を上水で賄う計画としてございます。

こちらにございますように、全て上水ということになりますので、上水以外の利用の可能 性については、どうなのかということをお示しいただきたいという意見でございます。

次に、「水利用」の2点目についてでございます。238ページの9.9.3ミティゲーションのポツの2つ目、「恒久施設としてろ過施設を設置し、会場の水質を親水レベルに保ちつつ、頻繁な入替えを防ぎ上水の使用料の節水を図る」とございます。

ただ、こちらのろ過施設につきましては、仕様とか運用の計画等が示されていないということもございますし、補給水とか洗浄水の量がどのくらいなのかということも、この図書からは分からない、示されていないという状況になりますので、これらを具体的にお示しいただきたいという趣旨の意見でございます。

3点目の「廃棄物」につきましては、評価書案の242ページに表がございますけれども、表 9.10-2のところで、既存の類似施設におけるリサイクル率が20%と示されてございます。

評価書案の260ページでは、この施設のリサイクル率が記載をされてございますけれども、 これも既存の類似施設の情報を参考に20%と予測をされているところです。

ただ、一方で、ページが戻ってしまうのですけれども、254ページの表9.10-5(6)では、 江戸川区の一般廃棄物処理基本計画がございまして、こちらの③資源回収率のところで目標 値が30%となっております。

ページがいろいろ動いて申しわけないですが、これに関しては、評価書案の261ページの9.10.3ミティゲーションの(2)予測に反映しなかった措置の部分の下から2つ目のポツのところです。「Edogawaごみダイエットプラン江戸川区一般廃棄物処理基本計画」の目標値である、資源化率30%を念頭にということで、古紙や容器包装プラスチックについても、資源として分別回収を行うという記載がございます。

また、262ページの9.10.4評価の(2)評価の結果の最後の段落のところで、やはり江戸川

区の処理基本計画の記載がございまして、この目標に近づくことができるという表現もございますけれども、こうしたことを踏まえ、区の一般廃棄物処理基本計画の30%という目標を鑑みて、より高い再資源化率を達成するよう努めていただきたいという意見になります。

最後の4点目の「エコマテリアル」につきましては、こちらも先ほどの有明体操競技場と同様に、定型の形にはなりますけれども、エコマテリアルの積極的な利用と、それをフォローアップできるよう使用状況を御確認いただきたいということを意見とさせていただいております。

以上になります。

○柳会長 それでは、谷川委員、「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」の説明につきま して、何か補足することはございますか。

○谷川委員 まず、「水利用」なのですけれども、きょうのほかの案件でも出ましたように、 恒久施設については水、特に上水の利用の削減ということを求めております。当然、そうい う再生利用を検討されているはずなのですけれども、この図書の中ではそのことが明らかに されていませんので、やはり再生水等の利用可能性、雨水等をなぜ利用しなかったのか。そ れから、最終的には上水利用にせざるを得なかった理由というのが当然あるかと思いますけ れども、そのあたりを少し明確にしてほしいという意味の「水利用」の意見でございます。

特にその中で、意見のほうで言いませんでしたけれども、評価書案の232ページ等にいろいるとほかの施設で水利用を調査しているのですが、そういうところについて、そういう再生利用や中水等も使っていなかったよという単純な理由だけで比較しておりますので、繰り返しになるかもしれませんが、上水利用にせざるを得なかった理由があれば、あるいは検討されたのであれば、やってほしい。

さらに言えば、この敷地というのは葛西の再生水処理センターのすぐ南側に位置していますので、一番利用しようと思えば利用する可能性が高く、できるはずですので、そこを断念せざるを得なかった理由があれば、そのあたりもきちんと明確にしないと、ほかの施設ではかなり上水利用を積極的に抑えるようにしてくださいねと言っておきながら、この施設だけ特別になっている理由がよく分からないので、全体のバランスを考えて、評価書をぜひ次のときにつくっていただきたいということになります。

2番目は、上水を利用せざるを得ない場合においても、ろ過施設についても水の利用という のがなかなか定量的に示されていらっしゃらないので、そのあたりを可能な限り、補給水が どのくらいになるのかということも含めて、きちんと評価書の段階には明らかにしてほしい という意見でコメントさせていただきました。

「廃棄物」「エコマテリアル」については、特にございません。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 260ページの表9.10-12の下の注1に、発生量のことで現況調査結果の値を使用と書いてあるのですが、この現況調査結果は何なのですか。ほかのところでもそういうのが散見されるのですが、これはどういう意味での現況調査なのか。ほかの会場だと、例えばさっきのホッケーの会場なんかは、ホッケーが今、動いているのでそこで実際に調べられたというのが現況調査なのか。これは項目もばらばらなのですね。ホッケー会場ではなくて、有明テニスの森の先ほどのあれを見ていると、廃棄物の発生量の予測している種類が全然少なくて、ペットボトルだけなので資源化率がこうなってしまって、缶類、瓶類は入っていないなど、これも現況調査の結果に基づいてと書いてあるのだけれども、この辺のところを正確にしておかないと、何をやっているのかがよく分からない。何でこう違ってくるのだろうかと。自治体ごとの廃棄物の計画があるので、それに合わせているのかどうか。

○オリパラ準備局 評価書案の260ページの注書き、現況調査結果の値について、まず、御回答いたします。こちらの値なのですけれども、評価書案の242ページ、施設等での廃棄物の発生状況というところで、今回のカヌー・スラロームの会場と用途・規模が類似しているような施設について、現況の値を確認してございまして、その値を示してございます。それが表9.10-2に示しているものになります。

○中杉委員 そういう意味でいくと、ここはかなり詳しく調べられているのでいいのかもしれないのですが、実際にはほかのごみが出てきているのではないかということが十分考えられる。たまたま、既存のデータではそういうものがあったからそれを使ったということなのですけれども、実際にこの30%の江戸川区の目標というのは、一般の家庭ごみで見ているので、廃棄物の種類も違ってくるので、それを目指してという意味ではよろしいのかもしれませんが、単純にそれに達成しなかったからいけないとかいいとかいう話ではなくて、出てくる廃棄物の構成によってはもっと高くなければいけないかもしれない。台所の厨芥何かやリサイクルが難しいものというのは、多分こういう施設からは出にくいだろうと思われるので、そこら辺のところが全体を見ていると違和感があります。そこら辺が類似施設でといったときに、本当にそうなのか。たまたまはかったからそうだということだと、少しずれてしまう

ような感じがします。

- ○臼井施設調整担当課長 いただいた御指摘に対して、評価書でどのように整理できるか、 いま一度確認させていただければと思います。ありがとうございます。
- ○柳会長 ありがとうございます。

今の中杉委員の意見ですと、この事案では類似事例で評価をしたけれども、その類似事例の規模がたまたま似通っているのでそれでやったということで、他の施設を含めてオリンピックの場合にそれが適用可能なのかどうか。要は、出てくる廃棄物の種類も変わってくるのではないかということも踏まえた形の評価をしなければいけないのではないかという指摘だと私は捉えましたけれども、それはそういうような把握の仕方でよろしいのでしょうか。

○中杉委員 ちょっと前に戻っていただいて申しわけないのですが、有明テニスの森の評価書は、今後個別評価をやるのでそのときに議論すればいいのかもしれませんが、評価書の273ページに同じような表があって、廃棄物の発生量がここでは可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみでペットボトルだけとなっているのです。たまたま類似施設でペットボトルだけのデータがあったからそれを使っているだけの話であって、飲料用のガラス瓶や金属類や缶などというものがないわけがないのではないかなと。持込禁止なんていう話があればまた別なのですけれども、そこら辺が資源化率云々の議論をするときに、ずれが出てしまう。単純な議論にならないので、違和感を覚えるということです。

- ○柳会長 事務局、いかがでしょうか。
- ○東條オリパラアセスメント担当課長 御指摘ありがとうございます。

先ほど、オリンピック・パラリンピック準備局のほうからお話をさせていただきましたように、評価書のところで、いただいた意見をどう反映できるかということを調整させていただきたいと思います。

- ○柳会長 そうしますと、「廃棄物」については、また少し書き込みをするということなのですか。
- ○臼井施設調整担当課長 どのように予測していくかというところも含めまして、少し検討させていただければと考えているところでございます。
- ○柳会長 谷川委員、どうぞ。
- ○谷川委員 このあたりのところなのですけれども、これは「水利用」も含めて、私の理解では廃棄物のA施設を比較されたと理解しているところなのです。ですので、これがまたA施設でないとすると、またいろいろとあるのですけれども、要は比較した施設がA施設で「水

利用」も「廃棄物」も比較していると。それで、A施設が果たしてこの会場、スラロームのものと本当に比べられるのかどうかということも含めて、特に「水利用」の場合は比較してほしいということでお願いしているところなのです。同時に、廃棄物も恐らくA施設のデータを利用しているのであれば、同様な観点で比較したのなら、その理由ということですね。 実質的にデータがないものですから、そういうように利用せざるを得ないところがあるのですけれども、比較できる範囲を少し明確にしていっていただければありがたいかなということが私のコメントです。

- ○柳会長 中杉委員、どうぞ。
- ○中杉委員 例えば、データがないのはしようがないというのはしようがないので、改めて調べてやってもらうのが丁寧だけれども、そういうわけにはいかないのだろうと思いますが、多分そういうほかの項目が入れば、先ほどの今度やる有明テニスの森で、ほかの資源回収ができる項目がたくさんあって、その比率が結構高いかもしれないということがあるとすれば、それは記載をしてもらう必要があるだろうと。単にこの目標でやりますといったら、もっと目標を高くやるべきだろうということになるので、そこら辺を少し考えていただければ。単純にこうだからこうだという話ではないのではないかと思っています。
- ○柳会長 何か事務局、今の議論に関連して補足がありますか。
- ○臼井施設調整担当課長 繰り返しで大変恐縮ですけれども、いま一度状況を整理させていただいて、評価書で考えさせていただければと思っているところでございます。
- ○柳会長 ありがとうございます。

それでは、谷川委員から提案がありました「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」についての文言はこのままということで、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れるということで対応したいと思います。

次に、中項目「温室効果ガス」の小項目「温室効果ガス」「エネルギー」についての審議 を行います。こちらは野部委員に検討をいただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料5-2をご覧いただけますでしょうか。 読み上げさせていただきます。

審議資料。項目、温室効果ガス(温室効果ガス、エネルギー)。 担当、野部委員。

意見

【温室効果ガス、エネルギー 共通】

温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量について、管理棟に係る削減対策が環境保全 措置として挙げられているが、本事業においては競技コースの揚水ポンプやろ過施設によ る影響が大きいことから、これらの施設についても必要な環境保全措置を講じ、より一層 の削減に努めること。

それでは、この意見に関しまして評価書案の289ページ、温室効果ガス排出量についてですけれども、表9.12-9では管理棟につきましては、対策前、対策後ということで、対策前後による削減量というものは記載をされているところなのですけれども、排出量のボリュームの多いポンプですとかろ過施設につきましては、こういった対策後の試算がなされていないという状況になっております。

また、298ページは「エネルギー」になりますけれども、表9.13-6でも同様の状況という形になっております。そのため、この事業において影響の大きい競技コースの揚水ポンプですとか、ろ過施設についても必要な措置を講じて、より一層の削減に努めていただきたいというような意見になります。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、野部委員、「温室効果ガス」と「エネルギー」の説明について、補足をお願い いたします。

○野部委員 今、御説明いただいたとおりなのですけれども、「エネルギー」のミッションも、建物よりもポンプとろ過施設が圧倒的です。90%以上です。それで、建屋で対策して削減した効果というのが、全体としては1%以下という割合です。ポンプやろ過施設というのは、基本的には建築のボキャブラリーではありませんので、違ういろいろな見方でこれは設計されているのだと思いますけれども、東京都の中では、上下水道事業についても省エネのノウハウをたくさんお持ちのはずなのです。トップレベル事業所という認定制度があるのですが、そこでも東京都の中で上下水道の施設が幾つも認定されています。

それから、お手元に配られている『都民ファーストでつくる『新しい東京』』という冊子の中にも、今、見つけたのですけれども、東京水道エネルギー効率化10年プラン、エネルギー基本計画のスマートプラン2014といういろいろなノウハウをお持ちだということなので、それを生かして数値として予測をいただきたいと思った次第です。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、何か意見ありますか。よろしいでしょうか。

御意見がほかにないようですので、「温室効果ガス」「エネルギー」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「土地利用」の小項目「土地利用」についての審議を行います。こちらは秋 田委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料5-3をご覧いただけますでしょうか。 読み上げさせていただきます。

審議資料。項目、土地利用(土地利用)。

担当、秋田委員。

意見

【土地利用】

葛西臨海公園や葛西海浜公園などの周辺施設との一体的な活用を図り、東京の豊かな自然や水辺を生かした新たなにぎわいの拠点となるとしていることから、この一体的な活用について、具体的に記述すること。

こちらの意見につきましては、評価書案の305ページ、表9.14-4にございますが、現況と比較しまして、将来は全て公園、運動場等という用途になります。

306ページでございますけれども、現況と将来ということで図が載ってございますが、現況 の部分の一番左側のところ、区の競技場になっているのですが、区の競技場がある部分は今 も公園、運動場等という分類となっておりますが、それ以外の部分、真ん中の部分ですとか 右側の敷地も含めて、全て公園、運動場等という分類となるということになります。

307ページ、9.14.4評価の(2)評価の結果の中段のところ、「また」以下ですが、「葛西臨海公園や葛西海浜公園などの周辺施設と一体的な活用を図り、東京の豊かな自然や水辺を生かした新たなにぎわいの拠点となる」という記載がございます。ただ、この一体的活用に関する説明が記載をされていないという状況になっておりますので、これを具体的に示していただきたい、記述をしていただきたいという意見でございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

秋田委員は欠席ですので、ただいまの事務局からの説明に何か補足、追加して御説明があ

りますか。

- ○東條オリパラアセスメント担当課長 特にはございません。
- ○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「土地利用」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見 案に入れることといたします。

以上で、カヌー・スラローム会場の本日予定の項目別審議は終了いたしました。他の項目 については後日審議いたします。

最後に、その他、本日の事務局からの説明について、全体的に見て何か質問等ございます でしょうか。

特に御発言がないようですので、これをもちまして本日の評価委員会は終了させていただきます。

(午後12時00分閉会)